

議案第 18 号

三朝町公民館設置管理条例を次のように定めるものとする。

昭和廿八年拾月拾六日

提出

三朝町長

坂

出

雅

昭和廿八年拾月拾六日

議決

三朝町議会議長

天

野

廉



昭和廿八年三朝町条例第一号

三朝町公民館設置管理条例

第一 条 社会教育法（以下法という）第二十条の目的を達成するため町に原則として各小学校区を区域とする公民館を設置する。

第二 条 各地区公民館に分館を設置することができる。

第三 条 公民館は三朝町教育委員会が管理する。

第四 条 各地区公民館に主任職員若干名を置くことができる。

一、館長

二、主事

三、書記

四、看守人

2、分館は必要に依り第一項の敷金を置くことができる。

3、館長は公民館の行う各種事業の企画運営その他必要は事業を行い所属職員を監督する。

4、主事、書記は館長の命を受け館務に従事する。

5、看守人は館長の命を受け本館運送物並に各種設備品施設等の看守に当る。

6、公民館職員の給与は三朝町職員の給与に關する条例を準用する。

7、公民館職員は他の公務員を以て兼任させることができる。

第五 条 法第二十九条の規定により各地区公民館に公民館運営審議会を置く。

2、運営審議会委員の定数は二十名以内としその任期は二ヶ年とする。

3、運営審議会委員の費用弁償は毎年度予算の範囲内に於てこれを支給する。

第六条 この条例の施行に關し必要な事項は規則でこれを定める

附 則

1. この条例は公布の日から施行する
2. 三朝町公民館設置管理条例（昭和二十八年三朝町条例第十四号）は廃止する